e-Gov 電子申請システムを使用した 一般化学物質、優先評価化学物質、 監視化学物質、第二種特定化学物質の 製造数量等届出マニュアル

> 経済産業省産業保安·安全G 化学物質管理課 化学物質安全室 (2025年4月1日)

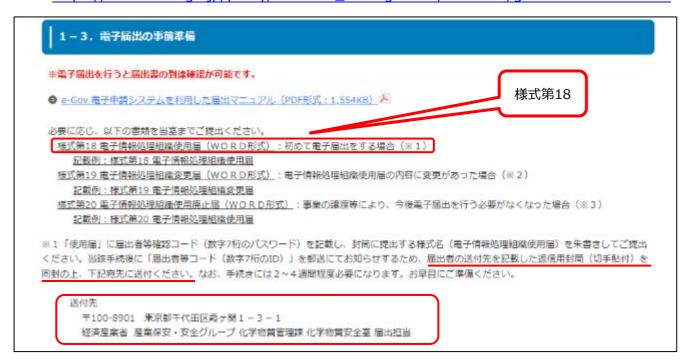
目次

| 1. | 事前準備(届出者等コード(ID)の取得) | 3 |
|----|----------------------|---|
| 2. | 届出に必要なデータの作成 | 3 |
| 3. | e-Govアカウント登録について | 3 |
| 4. | 電子届出の手順 | 8 |

1. 事前準備(届出者等コード(ID)の取得)

- ○電子届出には「届出者等コード(ID)」の取得及び「届出者等確認コード(パスワード)」の設定が必要です。
 - ▶ 下記URLの「1 3. 電子届出の事前準備」からダウンロードした電子情報処理組織使用届(様式第18)に、電子届出時の認証パスワード「届出者等確認コード(数字 7 桁のパスワード)」を設定・記載し、経済産業省産業保安・安全G化学物質管理課化学物質安全室に届け出してください。後日、経済産業省から電子届出のユーザID「届出者等コード(数字 7 桁のID)」をご連絡します。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html



2. 届出に必要なデータの作成

- ○化審法届出書作成支援ソフト(以下「支援ソフト」という。)をインストールし、届出に必要なデータを作成してください。(※支援ソフトは、毎年度更新されます。)
 - ▶ 下記URLから最新の支援ソフトをダウンロードしてください。



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/mense kijikou.html

3. e-Govアカウント登録について

- ○e-Gov電子申請サービスへのログインには、e-Govアカウント、GビズID、またはMicrosoftアカウントのうち、いずれか1種類のアカウントが必要です。
 - ➤ GビズIDやMicrosoftアカウントをお持ちの方は、e-Govのアカウント登録を行わなくてもログインできますので、「③ブラウザの設定」から実施してください。
- ①『利用準備』をクリックしてください。



②『e-Govアカウントを登録』をクリックしてください。

アカウントの登録方法はe-Govアカウントの登録方法をご確認ください。

- アカウントの準備

 e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
 e-Govアカウントの登録をするか、GビズID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。
 - e-Govで使えるアカウントサービス

| サービス名 | 概要 | アカウントの登録方法 |
|----------------|---|--|
| e-Govアカウント | e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に <u>e-Govアカウント利用規約</u> ²⁷ をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルブページより <u>e-Govアカウントの登録方法</u> はへルブページより <u>e-Govアカウン</u> をご確認ください。 | e-Govアカウントは以下より登録して ください。 ・e-Govアカウントを登録 ^[2] |
| GビズID | GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政 サービスにログインできるサービスです。 GビズIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報とし て利用できます。GビズID利用時の注意事項(2) | GビズIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ <u>GビズID</u> ⁽²⁾ |
| Microsoftアカウント | 左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして 利用できます。 | Microsoftアカウントをお持ちでない 方は、以下より登録してください。 ・Microsoftアカウント 〇 |



④e-Gov電子申請アプリケーションをダウンロードし、マイページへ進んでください。

※ダウンロード手順詳細

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/install.html



※マイページの使い方

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/mypage.html



⑤画面右上のアカウント名をクリックして表示されるメニューの中から「利用者設定」を選択してください。



⑥メール通知設定の案件ステータスを「受信する」に設定し、『内容を確認』ボタンをクリックしてください。案件ステータスは4時間ごとに配信、前回配信から4時間の間にステータスに変更のあった申請案件に関する到達番号等をお知らせします。

なお、案件ステータスを「受信しない」に設定すると、進捗状況や補正指示等のお知らせメールが届かなくなりますのでご注意ください。

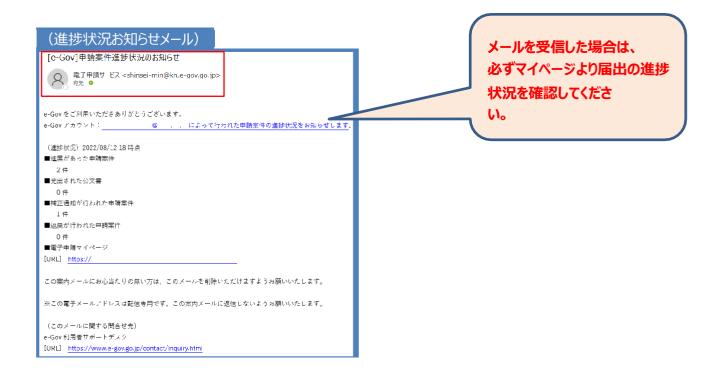


⑦設定内容を確認し、『変更』ボタンをクリックしてください。



⑧利用者設定変更完了画面が表示されたら、メール通知設定の変更は完了です。届出の進捗状況が変わった場合は、お知らせメールにて進捗状況が通知されますので、メールを受信した場合は必ずマイページより申出の進捗状況を確認してください。





4. 電子届出の手順

①e-Govポータルより、e-Govのサービスの『電子申請』をクリックしてください。



②『手続検索』をクリックしてください。



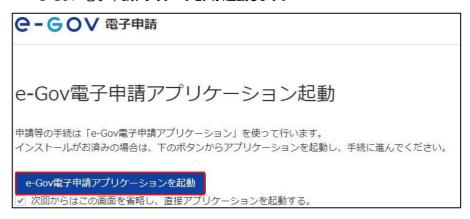
③「手続き名称から探す」に『一般化学物質』、「所管行政機関から探す」に『経済産業省』と入力し、検索ボタンをクリックしてください。



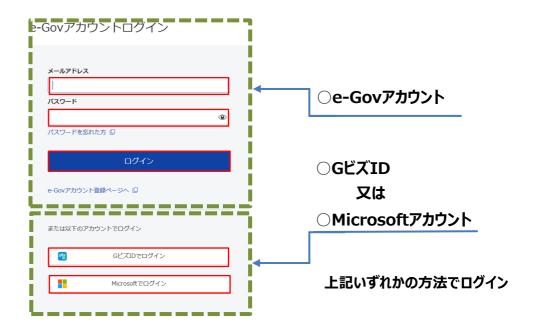
④「一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の製造輸入数量等届出」の『申請書入力へ』ボタンをクリックしてください。



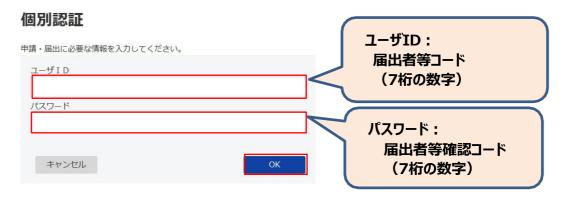
- ⑤ e-Gov 電子申請アプリケーションの起動画面から『e-Gov 電子申請アプリケーションを起動』をクリックしてください。
 - ※「次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。」にチェックを入れると、次回から本画面は表示されず e-Gov 電子申請アプリケーションが起動します。



⑥e-Govアカウント登録を行ったメールアドレスとパスワードを入力し、『ログイン』ボタンをクリックしてください。 e-Gov電子申請サービスへのログインには、e-Govアカウント、GビズID、または他認証サービス (2020年12月現在、Microsoftアカウント)のうち、どれか1種類のアカウントが必要です。GビズIDや MicrosoftIDを利用する場合は、下段の「GビズIDでログイン」又は「Microsoftでログイン」をクリックして ください。



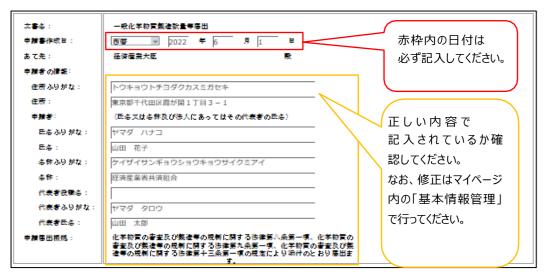
⑦ユーザID欄に「届出者等コード」、パスワード欄に「届出者等確認コード」を入力し、『OK』ボタンをクリックしてください。(申出者コードと申出者確認コードについては、1. 事前準備(届出者等コード(IDの取得)をご確認ください。)



⑧届出書の入力を行い、『内容を確認』ボタンをクリックしてください。



※1 申請する様式一覧



※ 2 添付書類(xmlファイル、zipファイル)

a)「書類を添付」ボタンをクリックしてください。



b) 添付書類追加画面が展開されますので、「参照」ボタンをクリックし、支援ソフトで作成したxmlファイルを選択してください。

なお、xmlファイルは「¥kashinho¥todokede¥output¥XML」フォルダに排出されていますが、出力データの保存先を変更した場合は、変更した保存先フォルダにxmlファイルが格納されています。

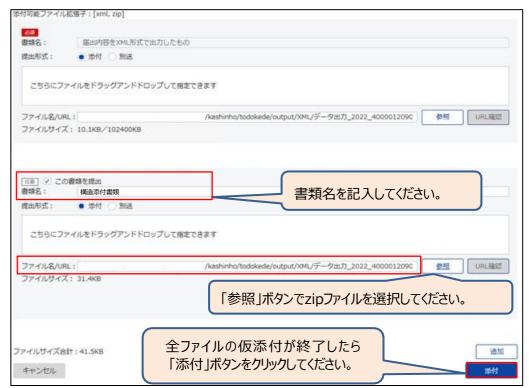
また、届出物質が「構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付対象となっている場合は、xmlファイルを添付した後、「追加」ボタンをクリックして枠を追加し、

「¥kashinho¥todokede¥output¥XML」フォルダに排出されたzipファイルを選択してください。



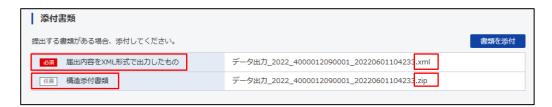








c) 「添付」した書類を確認してください。



⑨提出先を選択してください。



⑩届出内容を確認し、問題が無い場合は『提出』ボタンをクリックしてください。



⑪提出完了画面が表示されたら「届出」は完了です。

問い合わせ番号は発行されませんので、提出状況等はe-Govのマイページから確認してください。

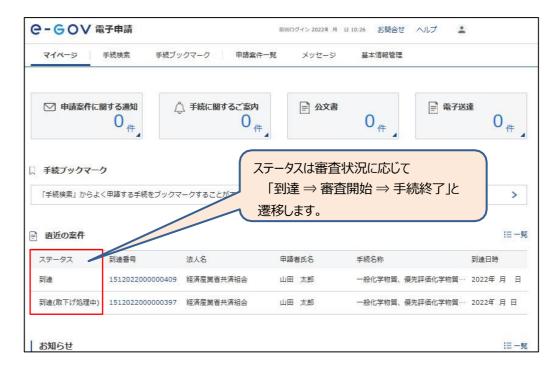


- ⑫届出書提出後の進捗状況等(e-Govマイペー
 - ジ)。進捗状況はステータスで確認できます。

到達:電子申請済み

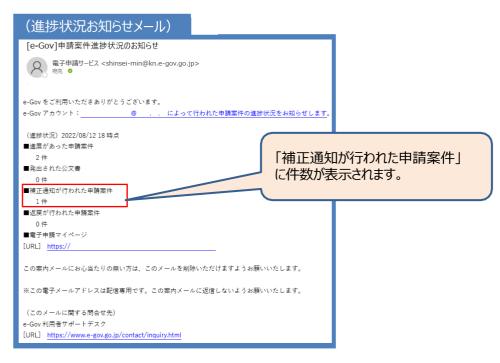
審査開始:経済産業省の「化審法届出管理システム」で届出データの仮取り込み

手続終了:「化審法届出管理システム」への届出データの本取り込み完了

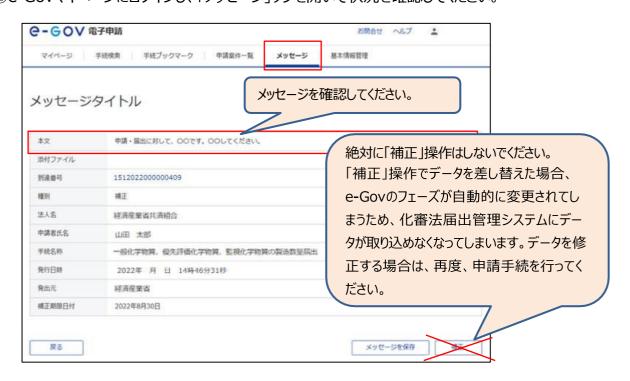


5. 提出した電子届出データに不備が見つかった場合の対応

- ①経済産業省の「化審法届出管理システム」にデータを仮取り込みした際に、データのレイアウト等に不備があるため取り込めなかった場合は、経済産業省にてデータの「拒否発出」操作を行います。メール通知設定の「案件ステータス」を「受信する」に設定した場合は、e-Govからプログレスレポート(申請案件進捗状況のお知らせ)が配信されます。
 - ※通知を受け取ったら必ずe-Govマイページにログインし、「メッセージ」タブを開き状況を確認してください。



②e-Govマイページにログインし、「メッセージ」タブを開いて状況を確認してください。



③マイページの「申請案件一覧」からメッセージに記載されていた到達番号をクリックします。



④申請案件状況のステータスで『申請取下げ』を選択します。



⑤取下げ依頼内容を記入し、『内容を確認』をクリックします。



⑥取下げ依頼内容を確認し、問題が無ければ『提出』ボタンをクリックしてください。



⑦取下げ依頼完了画面が表示されたら「取下げ」は完了です。



⑧届出書の進捗状況等



以上で電子届出の手続きは終了です。

届出の進捗状況等は必要に応じマイページからご確認ください。

● 本資料は「e-Gov電子申請」(総務省)を参照して作成しており、e-Govのアップデート等により、 手順が変更になる可能性があります。その場合は下記URLをご参照下さい。

https://www.e-gov.go.jp/

● e-Govの操作に関するご不明点は、下記URLに記載のお問い合わせ窓口にお問い合わせください。

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact